

平成30年度シート

分担金・ 拠出金名	特定通常兵器使用禁止・制限条約（CCW）締約国会議等拠出金	種別	任意拠出金	30年度 予算額	3,394千円	総合評価	B
拠出先 国際機関名	国連欧州本部						
国際機関等 の概要及び 成果目標	<p>（1）設立経緯等・目的：特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）は、国防及び人道上の要請のバランスを保つとの考えの下、兵器自体の効果又はその使用方法のいかんによっては非人道的効果をもたらす特定の通常兵器について国際規制を設けるもの。非人道的な効果を有する特定の通常兵器の使用の禁止又は制限については、ジュネーブ追加議定書（1977年採択、78年発効、日本は2004年加入）が採択される過程において議論されたものの結論が得られず、その後、1979年及び1980年の2回の特定通常兵器の使用禁止・制限に関する国連会議の結果、1980年の国連総会決議でCCW枠組条約が採択された（1983年に発効）。特に、5つの附属議定書の内、Vは不発弾を対象とし、事後的に爆発して被害を与えることを予防する機能の付加、及び不発弾の事後処理を義務付けている（2003年採択、2006年に発効）。CCWの締約国・地域数は125であり、附属議定書Vの締約国・地域数は93。</p> <p>（2）拠出の概要及び成果目標：本拠出金は、5つの附属議定書の内、附属議定書Vの運用、特に締約国会議及び関連会議の開催経費に支弁される。CCWの履行支援ユニット（ISU）は国連欧州本部内に事務局を有する国連軍縮部（UNODA）の一部として設置されているため、拠出金は同欧州本部に支出される。日本は附属議定書Vを批准していないが、批准しているCCW枠組条約及び附属議定書I～IVにおける議論とも関連することから、拠出を通じて附属議定書Vの関連会合へ参加し、議論を慎重にフォローし、必要に応じて日本の立場を表明し、会合における議論が日本の政策と整合的なものとなることを目指す。</p>						
1 専門分野 における活 動の成果・影 響力	<ul style="list-style-type: none"> ・CCWは、非人道的な効果を有する通常兵器の使用を禁止ないし制限する。この条約の締約国会議及び関連会合では、法律の専門家と軍事の専門家が一同に会する機会となり、通常兵器の開発・製造技術の向上等を考慮しつつ、通常兵器の使用の禁止及び制限のための条約の実施、新技術及び新型兵器への対応に関する議論が行われる。 ・CCWが発効した1983年以降、使用を禁止・制限する特定の通常兵器毎に附属議定書が作成され、これまで5つの附属議定書（附属議定書I・II及びIII（1983年発効）、改正議定書II・附属議定書IV（1998年発効）、附属議定書V（2006年発効））が成立している。この内、本件拠出金にて会議開催経費を負担している附属議定書Vは、爆発性戦争残存物に関するものである。 ・国家は、その国内治安及び安全保障の両側面の要請から、通常兵器の開発・生産、所有について、その使用や所有の禁止を一般に避けようとすることから、兵器の法的規制は国際人道法の中でも困難な部類に属すると言われている。CCWの枠組みでは、CCW成立以前の、国際人道法上の諸原則に照らして兵器使用の妥当性は判断されるべきとの考え方を更に進め、特定の通常兵器の使用を条約上の義務として禁止・制限することを可能にしている。 ・運用検討会議は5年に1度開催されており、直近では2016年12月にジュネーブ（スイス）において第5回運用検討会議が開催された。同会議では、CCW枠組条約及び同条約附属議定書の履行及び普遍化に関する見直しを行い、次期運用検討会議（2021年）までの活動方針等が検討され、今後の更なる条約及び各議定書の履行と遵守に向けた締約国の関与を盛り込んだ最終宣言が採択された。また、同検討会議は、次の運用検討会議までのサイクルにおける中期的目標として、条約普遍化、締約国の条約履行に関する国内体制の強化、条約体の財政状況の改善等の諸分野での目標を設定した。 ・直近の会議である2017年締約国会議では、CCW枠組条約及び同条約附属議定書の履行及び普遍化に関する取組の確認という従来の締約国会議で扱ってきた議題に加え、前年の第5回運用検討会議の決定に則し、附属議定書III（焼夷兵器の使用の禁止又は制限に関する議定書）、対人地雷以外の地雷（Mines Other Than Anti-Personal Mines: MOTAPM）、科学技術の発展が条約に与える影響についての議論が行われた。 ・CCWは、各国の外交当局のみならず、国際法の専門家や安全保障当局者が参加して、安全保障と人道法の両側面の要請をバランスよく議論するユニークな枠組みである。 ・他方、附属議定書Vも含め、CCW関連の会議運営を支援する履行支援ユニット（ISU）は、国連軍縮部（UNODA）の一部であり、UNODAが関与する他の条約・国際枠組みとの間で会議日程の重複等 avoid するよう配慮がなされている。 						

2 組織・財政マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・外部監査 対象年度：対象年度：2016年度，実施主体：国連会計検査委員会（Board of Auditors, BOA），報告・提出月：2017年7月，結果及び対応：特段の指摘事項はなし。 ・内部監査 対象年度：2016年，実施主体：国連内部監査部（Office of Internal Oversight Services, OIOS），報告・提出月：2017年12月，結果及び対応：特段の指摘事項なし ・財政状況の報告 報告・提出月：2017年2月13日（2016年度） <ul style="list-style-type: none"> ・財務状況報告の中で，分担・拠出金の延滞が深刻であるとの指摘が行われ，CCW 枠組条約の締約国会議において改善策について議論が行われた。 ・本件拠出金は，会議開催経費と ISU 人件費がほとんどを占める。CCW 枠組条約及び各附属議定書の着実な履行，普遍化に当たり，安定的な財務状況の確保が重要であるが，分担金延滞の問題が深刻化しており，前年の締約国会議で具体的な開催日程，場所等が決定されたにも関わらず，その決定の履行（2017年の会議開催）が危ぶまれるとの事態が生じた。一部の締約国の分担金の未払いが継続すれば，本件問題は毎年生じることになる。 ・ISU は，2017年に分担金支払い状況をホームページで公開し，延滞国に対してすみやかな支払を促す措置を行ったところ，一部の延滞国が支払に転じており，今後もその効果が期待されている。 ・直近の2016年に開催された運用検討会議では，日本が批准しているCCW 枠組条約及び附属議定書 I～IV と同様，日本が未締結の附属議定書 V に関しても，中長期的な運用計画が協議され，必要に応じて改善の機会が確保されている。 ・日本は，分担金延滞の問題を深刻に捉えており，CCW 枠組条約締約国会議等の場で，延滞状況解消は締約国各国の責務であるとして呼びかけている。また，その対応策としての分担金支払い状況のホームページでの公開を支持している。 														
3 日本の外交課題遂行における有用性・重要性	<ul style="list-style-type: none"> ・CCW における議論の結果，新たな附属議定書として特定の通常兵器の使用が禁止ないし制限される場合，この附属議定書を批准するか否かの判断は各国の判断ではあるものの，CCW は特定の通常兵器の規制に関する主要な条約である。国連安全保障理事会の全常任理事国を始め，国連加盟国の約3分の2，125の国と地域が枠組条約を締結しているCCW は，国際社会において一定の影響力を有することになる。日本としても自国の安全保障との関係で，CCW における議論に参画し，自国の立場を主張し，国益の確保に努めることが重要。 ・特に，附属議定書 V は爆発性戦争残存物を扱っており，過去の爆発性戦争残存物についても議論が及ぶことから，同会合において日本としての立場を表明する機会を確保することが重要である。 ・締約国会議議長，政府専門家会合議長や ISU との間で，会議以外でも接触を維持し，日本の政策の反映に努めている。 ・CCW は，締約国会議，政府専門家会合，非公式専門家会合等の関連会合において，すべての締約国，非締約国のオブザーバー，市民社会（NGO，教育機関，研究機関等）が参加する全体会合の形式を基本としている上，意思決定は締約国間のコンセンサスが原則である。日本としてはオブザーバーの立場から必要に応じて発言を行い，日本として好ましい議論や決定が行われることに努めている。また，これまでも日本の NGO，教育機関等が参加してきている。 														
4 日本人職員・ポストの状況等	加盟国等の数	全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2017年12月末時点)	うち、 日本人職員数	うち、 日本人幹部職員数	日本人職員の比率 (2017年12月末時点)	日本人職員数 (前年同時期)	日本人幹部職員数 (前年同時期)								
<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>125</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>								125	3	0	0	0	0	0	0
125	3	0	0	0	0	0	0								
<p>その他特記事項：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件拠出金は，会議に出席する国が負担するべき会議の通訳・文書翻訳等の会議開催費用に充当される。また，ISU は常設事務局ではなく，あくまで会議運営支援を行うことが主要な機能である。 ・日本として ISU は可能な限り小規模とし，効率的な組織であることを主張してきているが，ISU に日本人職員が加わる可能性を追求すべく，ISU に接触し，職員に求められる具体的な素質や将来的な求人等の情報収集を継続している。 															

	<ul style="list-style-type: none"> ・しかし、2017年は分担金延滞が深刻であり、一部の会議開催を取りやめ、ISU経費についても削減した経緯あり、定員の増員等の可能性は低い。 ・また、空席がないために日本人の採用が困難となっている。 	
5 PDCA サイクルの 確保等	PLAN	次年度活動計画及び予算案について締約国会議議長とISUの間で協議が行われ、例年11月に開催される年次締約国会議に先だてて締約国へ予算案とともに提示が行われる。締約国会議では次年度活動計画及び予算案について協議と承認が行われる。
	DO	締約国会議で決定された活動計画及び予算案について、国連分担率を基に調整された分担率に基づいて締約国及び会議参加国にISUが支払請求書を送付。支払請求書の送付タイミングにもよるが、例年1～2月頃に日本から拠出する。各国から拠出された分担金・拠出金と合わせ、会議開催経費として使用される。
	CHECK	国連の監査規定に従い、外部監査機関が財政状況等を監査。また、ISUが前年の活動実績及び財務状況を取りまとめ、拠出国へ文書で報告する。次年度の締約国会議において、活動の効率化や財務状況の改善策について議論が行われる。日本側からも、外務本省及び現地（軍縮会議日本政府代表部）の職員を締約国会議に派遣し、より効率的な運用に向けた検討を可能としている。
	ACT	ISUは、監査結果及び締約国から指摘された問題点等を受け、次年度の議長国等と適宜協議しつつ、会議開催に係る運営の改善及び拠出の運用改善を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・日本からの拠出金は、会議開催経費として全体の会計に組み入れられるため、日本からの拠出金のみを特定することはできない。 ・CCWは、年次締約国会議の他、5年に一度開催される運用検討会議において、過去5年間のCCWの運用状況について確認を行うとともに、予算を含め、その後の5年間のCCWの効果的な運用について中長期的な議論が行われている。
担当課室名	通常兵器室	